

表2 一般勤労者世帯と被保護労働者世帯との消費水準の格差（東京都）

	1人1か月当たり消費支出				格 差 (B) (A) × 100
	一般勤労者世帯		被保護労働者世帯		
	実額 (A)	指 数	実額 (B)	指 数	
昭和35年度	9,039	100.0	3,437	100.0	38.0
" 36 "	10,295	113.9	4,275	124.4	41.5
" 37 "	11,203	123.9	4,984	145.0	44.5
" 38 "	13,291	147.0	5,883	171.2	44.3
" 39 "	13,870	153.4	6,528	189.9	47.1
" 40 "	14,636	161.9	7,351	213.9	50.2
" 41 "	16,006	177.1	8,277	240.8	51.7
" 42 "	18,017	199.3	9,360	272.3	50.2
" 43 "	19,376	214.4	10,202	296.8	52.7

資料：家計調査（総理府）被保護者生活実態調査（厚生省）

表3 生活扶助基準及び被保護世帯エンゲル係数の年次推移

	生活扶助基準率 引上	被保護世帯エンゲル係数
昭和 41 年	13.5%	50.1%
" 42 "	13.5	49.5
" 43 "	13.0	49.2
" 44 "	13.0	—
" 45 "	14.0	—

資料：被保護者生活実態調査（東京）

生活と福祉 第169号

交通事故と貧困……玉井 義臣……(1)

〈特集1〉

45年度の生活保護

- 第26次基準改定……(2)
- 実施要領の改正……(8)
- 医療扶助の運営方向について……(17)
- 医療扶助運営要領の改正点……(20)
- 生活保護監査方針……(22)

ある卒業式
青春を守る
老年痴呆
水脈 矛盾

〈特集2〉

生活保護20年の歩み……後藤 昇……(27)

カット……渡辺千代樹

生活扶助基準については、表1のとおり毎年引き上げが行なわれた結果、被保護世帯の消費水準（東京都）の伸び率は、昭和三十五年度を基準にすると、昭和四十五年度までに三倍の引き上げが行なわれている（表2）。

これに對して一般勤労者世帯の消費水準（東京都）の伸び率は、二・一倍の伸びにすぎない。したがって、一般勤労者世帯と被保護世帯との消費水準の格差は、昭和三十五年度において三八・〇％であったものが、昭和四十三年度においては、五二・七％となり、かなりの格差が縮小されている。

昭和四十五年度の生活扶助基準の改定にあたっては、一般国民生活の向上に對して改定されたものである。すなわち、マクロ的な観点からのみ決定されたものであるが、ここで被保護世帯のエンゲル係数について述べてみよう。近年の生活扶助基準引き上げ率と被保護世帯のエンゲル係数をみると表3のとおりであり、このことからみて、昭和四十五年度における被保護世帯のエンゲル係数は、おおむね四八％前後になる

ものとと思われる。なお、低所得階層（人口五万以上の都市、勤労者世帯、第一・十分位階層）のエンゲル係数をみると、昭和四十二年度においては、四四・四％であり、昭和四十三年度においては、四二・五％である。これと比較してもかなりのところまでに改善されているといえる。

次に、昭和三十七年八月に総理府社会保障制度審議会から「社会保障制度の総合調整に関する基本方針」についての答申および社会保障制度の推進に関する勧告」がだされ、生活保護基準を昭和四十五年におおむね、昭和三十六年当初の水準の実質三倍になるよう計画的に引き上げるべきであるとしている。これは、昭和四十五年度までに一般国民の所得

45

45年度の生活保護

特集

毎年4月1日を期して改定される生活保護の基準、実施要領等に、ことしは医療扶助運営方向の解説がとくに加わり、45年度的生活保護としておとどけいたします。

格差はひらかない見込み

生活扶助基準の改定

生活保護の中心をなす生活扶助基準は、昭和四十四年度において一三〇の引き上げが行なわれたが、昭和四十五年度においては、国民生活の向上を勘案して、前年度の基準引上率を上回る一四〇の引き上げが行なわれた。

すなわち、一般国民の最近の生活動向をみると、人口五万以上の都市・勤労者世帯の家計消費支出の伸び率（一人当たり）は、昭和四十一年度以降三年間の年間平均伸び率が一一・〇％であり、昭和四十三年度のそれをみても一二・一％程度であるから、この面からみて、昭和四十五年度の生活扶助基準一四〇引き上げによっても一般勤労者と被保護世帯との消費水準の格差が開くようなことはないと判断され、決定されたものである。

このようにして、昭和四十五年度の生活扶助基準が、一四〇引き上げられたことにより、その実質生活水準の改善は、昭和四十五年度の経済見通しによる消費者物価（全国）が

表1 生活扶助基準額の年次推移（標準4人世帯）

		(1級地)		指数
実施年月日	基準額	対前回比	格差	
年月日	円	%		
第16次 35.4.1	8,914	—	100.0	
第17次 36.4.1	10,344	116.0	116.0	
第18次 36.10.1	10,862	—	—	
第19次 37.4.1	12,213	118.0	137.0	
第20次 37.12.1	12,460	—	—	
第21次 38.4.1	14,289	117.0	160.3	
第22次 39.4.1	16,147	113.0	181.1	
第23次 40.1.1	16,446	—	—	
第24次 40.4.1	(18,084)	112.0	—	
第25次 41.1.1	18,204	—	204.2	
第26次 41.4.1	18,548	—	—	
第27次 41.10.1	20,662	113.5	231.8	
第28次 42.4.1	23,451	113.5	263.1	
第29次 42.10.1	24,095	—	—	
第30次 43.4.1	26,500	113.0	297.3	
第31次 43.10.1	26,910	—	—	
第32次 44.4.1	29,945	113.0	335.9	
第33次 45.4.1	34,137	114.0	383.0	

- (注) 1. 第21次の()内は、前年度との比較上、乳幼児加算分120円を除いている。
2. 標準4人世帯の世帯構成は、35歳(男)、30歳(女)、9歳(男)、4歳(女)である。

四・八〇の伸びが見込まれているので、八・八〇の実質水準の伸びが見込まれたことになっている（昭和四十五年度生活扶助基準引上率一四・〇％）。昭和四十五年度政府経済見通し消費者物価上昇率（総合）四・八％。昭和四十五年度生活扶助基準実質改善率八・八％。

一方、一般勤労者世帯（人口五万以上の都市）の家計消費支出の昭和四十一年度以降三年間の実質平均伸び率は、六・二％であり、これからみて相当の改善がなされているものといえる。

前述のように、昭和四十五年度の生活扶助基準が引き上げられた結果、一級地における標準四人世帯（三五歳男、三〇歳女、九歳男、四歳女）の生活扶助基準は、昭和四十四年度において、二九、九四五円であったものが、昭和四十五年度においては、三四、一三七円に改定され、四、一九二円の増額となった。

準の引き上げ率が一般勤労者世帯の消費水準の上昇率を大幅に上回っている。

教育水準との均こうを考慮

その他扶助基準等の改定

昭和四十五年度の生活扶助基準の改定については、上記に述べたとおりであるが、その他の扶助基準、各種加算、勤労控除等についても表4のとおり改定された。

次に、改定されたもののうち主なものについて述べてみよう。

教育扶助基準

近年、父兄の子供の教育に対する熱意が非常に高まり、教科外活動等が著しく活況になってきている。これに伴って、父兄が負担する学校教育費も年々増加している。そこで、昭和四十五年度の教育扶助基準の改定にあたっては、これらの教科外活動費等の支出の増加や教材費の値上がりに対応させるとともに一般家庭の児童、生徒の教育水準との均衡をも十分考慮して改善が行なわれた。その結果、各学年平均一〇分の引き上げが行なわれ、小学校三年生の場合、昭和四十四年度において三九五円であったのが、昭和四十五年度においては、四三〇〇円に改定された。また、中学一年生(男)の場合は、

出産扶助基準

昭和四十五年度の出産扶助基準(施設分娩基準)については、最近の出産費用の支出実態に基づいて改定され、昭和四十四年度において一三、〇〇〇円であったものが、二〇、〇〇〇円に改定された。

勤労控除

勤労控除については、昭和四十五年度において業種別基礎控除、収入金額別基礎控除および特別控除が改定された。

稼働に伴って、必要な経常的増加需要を満たすために設けられている業種別基礎控除については、昭和四十五年度の生活扶助基準の改定に対応した改善が行なわれ、事務員、内職等の(1)の職種(一・二級地)については、昭和四十四年度において三、四二五円であったものが、昭和四十五年度においては、三、九八〇円に、

日雇労働者、農耕従事者などの(2)の職種については、昭和四十四年度において四、七〇〇円であったものが、五、四〇五円にそれぞれ改定された。

さらに、勤労に伴う増加需要を満たすとともに稼働収入の増加に応じて控除額を増すことにより勤労意欲の助長を促進させるために収入金額別基礎控除が設けられているが、前述した業種別基礎控除とこの収入金額別基礎控除とを合算した昭和四十五年度の基礎控除額は、次のようにして算出されることとなった。すなわち、昭和四十四年度において稼働収入金額一九、〇〇〇円以下の場合には、稼働収入金額の一〇〇分の二六、稼働収入金額が一九、〇〇〇円を超える場合は、稼働収入金額一九、〇〇〇円の一〇〇分の二六の額と稼働収入金額一九、〇〇〇円を超える額の一〇〇分の二〇の額とを合算した額で設定されていたものが、昭和四十五年度においては、稼働収入金額二二、〇〇〇円以下の場合には、稼働収入金額の一〇〇分の二六の額と稼働収入金額二二、〇〇〇円を超える額の一〇〇分の二〇の額とを合算した額で設定された。

標準四人世帯は四二、七七二円

最低生活保障水準

昭和四十五年度における生活保護基準の改定については、前述の通りであるが、被保護世帯が実際に保障される最低生活保障水準は、被保

護者の年齢、性、世帯構成、所在地域等によって異なるので、こゝでいくつかの世帯を想定してその世帯毎の最低生活保障水準を示すと表5のとおりである。

標準四人世帯(三五歳男(日雇労働者)、三〇歳女(無職)、九歳男(小学校三年生)、四歳女)の場合の最低生活保障水準(一級地の場合)は、四二、七七二円となっている。また、老人二人世帯(六七歳男(無職)、六五歳女(無職))および老人一人世帯(六五歳女(無職))の場合の最低生活保障水準(一級地の場合)は、それぞれ二二、一七一

国民生活の変化に対応した制度を

中央社会福祉審議会に対する諮問

過去十年間の経済動向をみると、経済が急速に成長し、国民生活水準は、著しく上昇している。これに伴って、生活保護基準についても大幅な引き上げが行なわれてきている。今後とも経済成長に対応して保護の内容容について改善を行なうべきであるが、近年の国民生活水準の急激な向上と各階層を通ずる生活水準の平準化傾向などから低所得階層の貧困感

は強い。したがって、時代の要請に応じた最低限度の生活水準の確保を検討する必要がある。

表5 最低生活保障水準の具体的事例

	4人世帯				母子3人世帯				老人2人世帯				老人1人世帯			
	35歳男(日雇) 9歳男(小3)		30歳女(無職) 4歳女		30歳女(無職) 4歳女		68歳男(無職) 65歳女(無職)		68歳男(無職) 65歳女(無職)		65歳女(無職)		65歳女(無職)		65歳女(無職)	
	44年度		45年度		44年度		45年度		44年度		45年度		44年度		45年度	
	1級地	4級地	1級地	4級地	1級地	4級地	1級地	4級地	1級地	4級地	1級地	4級地	1級地	4級地	1級地	4級地
生活扶助	29,945	21,859	34,137	24,921	22,184	16,195	25,349	18,501	16,905	12,339	19,371	14,140	9,825	7,176	11,355	8,287
加算(別掲)基礎控除	4,700	4,185	5,405	4,830	2,680	2,600	2,880	2,800	—	—	—	—	—	—	—	—
計	34,645	26,044	39,542	29,751	24,864	18,795	28,229	21,301	16,905	12,339	19,371	14,140	9,825	7,176	11,355	8,287
世帯当り1人当たり	8,661	6,511	9,886	7,438	6,216	4,699	7,057	5,325	4,226	3,085	4,843	3,535	2,456	1,794	2,839	2,072
教育扶助	395	395	430	430	395	395	430	430	—	—	—	—	—	—	—	—
住宅扶助	2,800	1,300	2,800	1,300	2,800	1,300	2,800	1,300	2,800	1,300	2,800	1,300	2,800	1,300	2,800	1,300
合計	37,840	27,739	42,772	31,481	28,059	20,490	31,459	23,031	19,705	13,639	22,171	15,440	12,625	8,476	14,155	9,587
世帯当り1人当たり	9,460	6,935	10,693	7,870	7,015	5,123	7,865	5,758	4,926	3,410	5,543	3,860	3,156	2,129	3,539	2,397

(注) このほか、学校給食費、通学のための交通費等の実費が支給され、社会保険料、労働組合費、通勤費等の実額が控除される場合がある。

表4 第26次生活保護基準改定の概要(1級地)

	第25次改定 (44年4月1日)	第26次改定 (45年4月1日)	摘 要
1. 生活扶助基準 (基準生活費)	円	円	
(1) 居宅 (1類+2類)	29,945	34,137	・4人世帯生活扶助基準 (級地別)(生活扶助基準) (1級地 34,137円) (2級地 31,065) (3級地 27,992) (4級地 24,920)
(2) 期末一時扶助費	12月1人当たり (44年12月) (居宅) (") (収容)	2,305 830	
(収容保護基準)			
(1) 救護施設	9,650	11,000	
(2) 更生施設 (加算等)	10,225	11,655	
(1) 妊産婦加算	妊娠6か月未満 1,660 妊娠6か月以上 2,490 産 婦 1,535	1,855 2,780 1,715	
(2) 母子加算	2,280	2,480	
(3) 障害者加算	2,910	3,110	
(4) 精神障害者加算	1,900	2,100	
(5) 高齢加算	1,700	1,800	
(6) 在宅患者加算	2,400	2,680	
(7) 放射線障害者加算	5,000	5,000	
(8) 人工栄養費	3,290	3,290	
(9) 入院患者日用品費	3,650	4,295	
(10) 一時扶助(布団類)	2,920	3,435	
(11) 入学準備金	5,000円以内 5,500円以内 5,000円以内	7,000円以内 5,500円以内 5,000円以内	
2. 教育扶助基準			
小学3年	学用品費等 395	430	・このほかに、学校給食 費、通学のための交通費 等の実費が支給される。
中学1年(男)	" 1,065	1,185	
3. 住宅扶助基準			
家賃間代等	(年額) 2,800円以内	2,800円以内	・住宅事情により、第二種 公営住宅家賃の最高額を 標準とした額に1.3を乗 じた額の特別基準を設定
家屋補修維持費	10,000円以内	10,000円以内	
4. 医療扶助基準	国保の診療方針、診療報酬に準 ずる。	同 左	
5. 出産扶助基準	1件(居宅) 8,000円以内 1件(施設(特基))13,000円以内	8,000円以内 20,000円以内	・このほかに、衛生材料費 が支給される。 (1,200円以内)
6. 生業扶助基準			
(1) 生業費	30,000円以内	30,000円以内	
(2) 技能修得費	15,000円以内	15,000円以内	
(3) 就職支度費	15,000円以内	15,000円以内	
7. 葬祭扶助基準	(大人) 9,600円以内 (小人) 7,680円以内	9,600円以内 7,680円以内	
(勤労に伴う必要経費)			
(1) 業種別基礎控除			
① の職種(内職)	3,425	3,980	
② の職種(日雇)	4,700	5,405	
③ の職種(土工)	6,025	6,885	
(2) 基礎控除合算額			
業種別基礎控除に収入金額 (別基礎控除を合算した場合)	(最高額(3)の職種) 7,835	8,605	
(3) 特別控除	24,600円以内	28,000円以内	
(4) 新規就労控除	2,000	2,000	
(5) 未成年者控除	2,000	2,000	
(6) 不安定就労控除	1,000	2,000	
(7) 実費控除	実 費	実 費	
(社会保険料通勤費等)			

(注)・印は今回改定しなかった基準額である。

護制のあり方について

(1) 国民生活の変化(生活水準の向上、生活の平準化等)に対応した保護基準の引き上げの方向
(2) 被保護階層の質的变化(非稼働世帯、老人、身体障害者世帯等の増大等に対応した処遇の充実改善)

これらの諸問事項については、昨年十二月四日以降、中央社会福祉審議会(生活保護専門分科会(会長 今井一男氏)において活発な審議が重ねられていくが、上記の諸問事項のための方策として、(1)現在の格差縮小方式(一般世帯と保護世帯との消費水準の格差をうめる方式)によって格差をうめる一方、保護家庭にも一般世帯の生活内容や生活様式の変化を反映しうる別の保護基準決定方式を検討すべきである。たとえば、国民の暮らしが豊かになるにつれ、家計の中味が変化し、教養娯楽費、交際費などの雑費の比率が高まってくる。現在、この雑費の比率は、一般世帯で四〇%、保護世帯で二〇%であるが、こういうものを特に考慮して設定すべきであるとしている。

(2)生活保護を受けているのは、現在六五万世帯、一四〇万人であるが、このうち、働き手のない高齢者、傷病者や母子家庭などの世帯

が六五%を占めている。十年

は、働いていても生活に困って保護を受けていた世帯が六五%であったのに比べると保護世帯は、質的に変わってきて、三五歳男(日雇労働者、三〇歳女(無職)、九歳男(小学校三年生)、四歳女(東京都)に住む世帯では、一級地(東京都)に住む場合、各種扶助基準(昭和四十四年度)を合わせて三八、〇〇〇円程度となるが、この基準では、高齢者世帯の一人世帯(六五歳女)の場合、一級地である一〇、〇〇〇円、四級地(農山村)では、七、〇〇〇円程度である。このため保護世帯のうち老人、身体障害者、傷病者など働

くことのできない階層に対する処遇をもっと充実すべきである。
(3)外国では、老人、盲人には、一般の被保護者と違う別の優遇基準がとられている。また、生活保護制度の運用面でも金銭給付中心にとどまらずハンデキャップをもった階層に対するサービスを充実させるべきであるなどとされている。
今後、審議は、さらに継続して行なわれる予定であり、この答申が中央社会福祉審議会から提出された段階で、これを基本として、将来のあるべき保護基準が検討されることとなる。

(厚生省 保護課)

もう一度かたぐるまして おとうさん

小学一年 かつまたしげなり

はくのおとうさん、ダンブカーにひかれてしましました。

がっこうでおともだちが、おとう

さんのはなしをしたり、あそんだこ

とをいっています。「きみのおとう

さん、どんなおしごとしているの」

ときかると、はくは「おとうさん

しんだの」というとなみだが、でそう

になるの、だまっています。

おかあさんは、「男の子はめそめ

そしてはいけない」といいます。は

くは「おとうさんがいなくてもつよい

子になろうとおもいます。

でも、一度でいいから、おとうさ

んにかたぐるましてもらいたい。手

をつないであるきたい。はくだって

大きなこえて「おとうさん」とよん

でみた。

でも、もうみんなできない。だっ

てはくのおとうさん、しんだのだけ

ら。

処遇の充実を最重点に

社会的弱者世帯の増加に対応

昭和四十五年度の保護の実施要領の一部改正は、四月一日に施行され同日から適用されることとなったが、この改正に当り、念頭においていた改正の方向は次のことである。すなわち、被保護者の自立助長、ケース処遇の充実、事務の合理化、さらには変動する社会に即応した改正である。被保護世帯の動向は横這いの状況にあり、生活保護行政全般にやや安定のムードを生じているが、その内容を一歩踏み込んで観察するとき、被保護階層の質的な変化に着目せざるを得ない。

たとえば働いている者がいる世帯の激減、老人・母子・障害者・傷病世帯等いわゆる社会的弱者世帯の増加、医療扶助人員の増加等である。このような変化に対応するため、社会的弱者または要保護ケースに対するケース処遇の充実ということが強く叫ばれているのであるが、実施要領の改正も特にこの点に留意した。

処遇の充実の一つは経済給付の内

容改善であり、積極的な給付として、布団類家具什器費の増額、入浴設備、紙おむつの費用支給、移送費の範囲拡大等、消極的給付すなわち収入認定しないものとして、出産・就職の祝金、保護開始前の災害による補償金、補償金の支給事由となつた者の弔慰に当てられる額の取扱い等がある。

他の一つは、いわゆるケースワーク的配慮にもとづく処遇の充実であり、ケースの類型化による処遇方針の統一、標準化、面接時訪問時間における接遇の在り方等について種々検討が加えられたが、要は現場における研究結果を待たねば体系化が困難であるとの結論を得、現場における実証的研究の成果を待つこととなった。既に数十ヶ所の福祉事務所での研究が行なわれているが、福祉事務所・都道府県・厚生省が協力して初めて体系化できる問題であるので各福祉事務所での研究を期待するとともに、研究成果を県なり厚生省に寄せていただくようお願いする。

自立助長を図る意味では、いわゆるねたきり老人等の世帯分離、高校の全面的世帯内進学、最終学年に制限しない大学進学の世帯分離、自立更生に結婚を含め補償金等を収入認定しない取扱いをしたこと等があげられる。

世帯の認定

常時介護を要する者など

また、事務の合理化・簡素化・省力化としては、一日一食程度以下の給食付稼働の自給認定の廃止、不安定就労、臨時収入の収入認定しない額の引上げ、障害者加算認定時における国民年金証書の活用等があり、社会の流動に即したものとすれば、葬祭時のドライアイスの支給、調味料の自給認定廃止等がある。

以上、新年度の改正事項を大きく区分けして例示したが、もちろんそれぞれの改正事項は、冒頭に掲げた幾つかの要請を総合的に検討しながら進め出されたものである。例えば紙おむつの支給は、社会の流動に即したものであり、処遇の充実を図るものでもある。世帯分離は、処遇の充実、自立の助長、流動する社会への即応を総合的に考慮した結果である。

昭和四十五年度の実施要領は、以上のような方向を総合的に配慮しながら改正したものであるが、その概要は次のとおりである。

常時の介護を要するか否かの判断は実施機関の判断によらざるを得ないが、食事、排便、入浴等の日常生活が介護なしで出来るかどうかを判断の目安となるであろう。

なお、従来「自己と生活保持義務関係のない世帯」とされていた表現（この改正前の局第1の2の(3)参照。またこの改正前の局第1の2の(4)のA及びウ、(5)並びに(6)にも同様の表現があり、それぞれ今回の改正により改められた）を「自己に対し生活保持義務関係にある者がいない世帯」に改めたのは、夫婦関係の場合には相互に生活保持義務を有しているが、親子関係の場合は親は未成年の子に対して生活保持義務を負うが、未成年の子は親に対して生活保持義務を負わないという一方通行の関係であり、従来の「自己と生活保持義務関係がない」という表現では誤解をまねくおそれがあったからであり、今回の改正は、従来の表現で意図されていた意味内容を変更するものでなく、より明確にするためのものである。

常時の介護を要する者に対し、配偶者等生活保持義務を有する者がいる場合はこの規定は適用できない。生活保持義務関係を有する者の大多数は、常時の介護を要する者と夫婦関係にある者であり、夫婦間の世帯

分離は必要最少限度に止めるべきものと考えられるからである。ただし、老夫婦とも常時介護を要する状態にある等、世帯分離の対象者が二人以上いる場合は、その二人以上の者をまとめて一世帯として分離して差し支えない。

また、「世帯分離を行なわないとすれば……」という（）書きの説明は、次の項で行なうこととする。二 長期入院患者又は看護施設入所者であつて、その入院期間が実績三年以上で、かつ、今後の入院見込三年以上のものは夫婦であつても世帯分離することができるとしたこと（世帯分離を行なわないとすれば、その世帯が要保護世帯となる場合に限る。）（局第1の2の(4)のウ）（解説）

一昨年度の改正で、精神病に限つて実績一年以上見込五年以上の場合には、夫婦であつても世帯分離することができると規定を設けたのであるが、今回、病気の種類を特定せず、定められた条件に合致する長期入院患者には世帯分離をすることができると規定をひらき、長期の看護施設入所者についても同様の途を開いたものである。このねらいは、やはり残された家族の経済的・精神的安定を図るとともに当該患者への持続的な配慮を期待すること、ひいてはその

世帯の自立助長を図ることにある。夫婦は同居し互いに協力し扶助しなければならぬことは、婚姻の効果として民法にも規定されているところである。しかしながら、相互の意思疎通を欠く精神病患者はもとより、長期間の入院患者、看護施設入所者の中には、事実上夫婦関係が解体している状態にある夫婦も少なくない。もちろん離婚により婚姻関係を解消すれば前記の効果も消滅するのであるが、親族等の意思、近隣への悪影響もあり、現実にはそう簡単に離婚できるものでもない。生活保護の運用において、このような状態にある者に対し必要に応じて世帯分離の擬制適用を行なうことは、第九条の必要即応の原則や第一〇条のただし書きの趣旨にも適合した措置といえよう。

看護施設を含めたのは、その対象が長期間の入所を要する等長期入院患者と同様の状態にあることによるものであり、また、保護施設以外のいわゆる福祉施設を含めなかったのは、本人支払額の負担等出身世帯が経済的な負担を負う可能性があるのは、入所者が生保の入院外医療扶助をうけることに限られ、世帯分離の実益があまりないためである。実績三年をこえる入院期間には保護開始前の期間をも当然含むもので

あり、また、今後の見込おむね三年の判断は、入院については医師の証明、施設入所については施設長の意見等で判断して差しつかえない。「世帯分離を行なわないとすれば、その世帯が要保護世帯となる場合に限る」という条件は、従来の本人支払額が生ずる場合に限るという条件とほぼ同じものであるが、若干緩和された点は次のとおりである。すなわち、従来は医療扶助単給等本人支払額が生ずる場合について世帯分離が適用でき、本人支払額相当分のゆとりを出身世帯に生じさせるという効果があったのであるが、今回の改正により本人支払額を生ずる場合は勿論、本人支払額がない世帯であつてもケースによっては世帯分離が行なえることとなったのである。

例えば局第1の2の(4)のAすなわち六ヵ月以上入院を要する者の世帯分離について説明すると、医療費以外の最低生活費（A）より収入充当額（B）が低い場合には、医療扶助とその他の扶助の併給となり、従来は世帯分離を行なうことができなかったが、今回の改正により、そのような世帯であつても当該要保護者を除いた世帯の最低生活費（A）より収入充当額（B）が高い場合は世帯分離が可能となるわけである。これ

を式で示せばA×B×Aの場合に分離可能となる。さらに別の表現をすれば、今回の改正後の世帯分離の条件は、入院患者等の要保護者を同一世帯としてみれば世帯全体が要保護世帯となるが、その者を世帯分離すれば、その出身世帯はもはや要保護世帯とならないことと要約できることになる。

この際注意を要するのは、保護申請時においては、世帯分離前の世帯が要保護世帯となるか否かの判定は「保護開始時の要否判定」の基準によって行ない、保護継続中の世帯にかかるとについては、「程度の決定」の際の基準によって行なうこととなることである。

なお、保護開始時に世帯分離を行なおうとする場合には、要否判定をした後に世帯分離を行なうのか、世帯分離をした後要否判定を行なうのかという点で、従来疑義が出されていたが、今回の改正により(一)書きの条件があるものは要否判定後世帯分離、(二)書きの条件がないものは世帯分離後要否判定することが明確にされたものである。

高校の世帯内

修学認める

三 高等学校又は高等専門学校で

の修学については、その者の収入により教育費がまかなわれ、その修学が世帯の自立助長に効果的である場合は、全面的に世帯内修学を認めることができるように改めたこと。(局第1の3)

(解説) 高校又は高等での修学について、従来世帯分離と世帯内修学の二通りの方法があったが、これを世帯内修学に統一することとし高校進学をより容易に行なうようにしたものである。

この改正および次の大学での修学の取扱いの改正の背景をなす考え方は、①保護の受給は一時的な現象であり、教育を受けることはその者にとって一生の問題である。②被保護世帯は子供の教育に将来の希望をかけている。③社会は高効率化時代に入り、相応の高等教育が要請されている等の理由により、被保護世帯の子供の修学をできるかぎり広く認めようというものである。高校又は高等での修学については、さらに全国平均の進学率が約80パーセントとなった事情をも考慮し、このような取扱いに改めたものである。

今まで、世帯分離により高校又は高等に在学していた者の取扱いについては、世帯分離の適用を解除し世帯内修学として保護を行なうことと

された。これらの者の収入のうち、生活費及び教育費を控除した残額については、事実上同一生計を営んでいることから扶養履行額として認定されていたが、今後は世帯の収入として認定されることとなる。

定時制高校および通信制高校は、学校教育法の解釈からしても、高等学校に含まれるものである。特に明示しなかったが、これらの学校での修学は、当然一般の全日制高等学校での修学と同様に取扱われるものである。

なお、高校又は高等で修学する者の収入の収入認定上の取扱いは、次の第7の3の(3)の力により、その者の修学に必要な最少限度の額は収入として認定されないこととされた。

四 保護開始時に現に大学で修学している者については、その課程修了までの間、世帯分離のうえ修学を認めることができるよう改めたこと。(局第1の4)

(解説)

従来大学での修学は、日本育英会の特別貸与奨学生を除き、若干期間でその課程を終了する場合、即ち最終学年に在学している場合にのみ認められていたが、今回の若干期間という制限を削除し、保護開始時に第何学年に在学中であっても、その課程修了までの間は世帯分離により

修学を継続することを認めることができることとしたものである。その趣旨は、大学在学中の者を含む世帯が要保護状態におちいった時、学業を中途で放棄させることはその者の、また、その世帯の自立更生意欲を著しく阻害する恐れがあるからである。ただし、その修学が特に世帯の自立助長に効果的でなければならぬという条件が付されていることは、従来どおりであり、当然ではあるが、教育費と自らの生活費は本人の収入によってまかなわれることが前提である。

なお、大学の世帯内修学が全然認められないか否かという問題で疑義を生じている向きもある。若千説明を加えておく。次のとおりである。すなわち、その能力を十分活用しておれば、その余暇の過ごし方は自由である。人なみに働き、人なみに収入を得ておれば、能力活用要件(法第四条第一項)を満たしており、余暇の時間に趣味を持つことは一向差し支えないはずである。その余暇の時間をあてて、各種の控除や生活費のやりくりで夜間大学等で修学するとすれば、これは保護の実施機関がとやかく関与すべき問題ではないといえよう。

資産の活用

処分価値の小さいものの保有

生活用品のうち、その他の物品について処分価値の小さいものとは一〇〇〇円程度までとしている課長問答第3の7を削除したこと。

(解説)

処分価値の小さいもので保有を認め

最低生活費の認定

重障者等に風呂設置の費用

一 母子加算の額の基礎となる児童の範囲を拡大し、障害者加算の対象となる児童及び精神薄弱児童加算の基礎となる児童についても母子加算の基礎となる児童に含めたこと。(告別表第1の第2章の2の(2))

(解説)

従来母子加算の対象は義務教育終了前の児童を養育する母等に限っていたのであるが、心身障害児をかかえている母等の苦勞は義務教育終了前の児童を養育する場合と比較して同程度或いはそれ以上であることから心身障害児の場合もその養育にあたっては母等を加算の対象とし、心身障害児を加算額の基礎に含めることとしたものである。この改正により母子加算の対象は母子福祉年金の対象とほぼ同様となった。

二 障害者加算の認定に当り、障

三 障害者加算の対象に身障一級又は二級に該当する障害がある者であれば、障害の原因となった傷病について初診日から三年を経過していなくとも加算の対象となり得るようになったこと。(課第4の41)

(解説)

告示別表第1の2章の3の(2)のAに規定するように身障一、二級又は

身障一級に該当する障害がある者であつても(一)書きにより制限が加えられ加算の対象になり得ない者もある。即ち「症状が固定している者及び症状が固定してはいないが障害の原因となった傷病についてはじめて医師又は歯科医師の診療を受けた後三年を経過した者に限るもの」とし、「(以下略)」という制限があるからである。したがって身障一・二級該当者であっても症状が固定してない場合は初診日から、三ヵ年間は障害者加算ができないこととなつて

いる。しかしながら身体障害者福祉法の実施にあたっては、医師が診療を行なう際、症状が固定していない場合であっても、その症状に明らかに永続性が認められるものについては、症状が固定しているものとみなし身障手帳の交付等を行なっている。

国民年金の障害程度の判定にあたっては三ヵ年経過が必須条件である

が、身障福祉法の実施では上記のような取扱いを行なっている。生活保護の障害者加算の認定にあたっては、症状固定の解釈として身障の解釈を利用することとした。したがって身障一・二級の手帳所持者については「症状が固定している者」として障害者加算を認定して差し支えないこととなる。

四 被服費の「おむつ」に「紙おむつ」を含めることとしたこと。(課第4の42)

(解説)

昨年度の改正で、当時失禁患者についても「おむつ」の支給が認められるようになったが、介護の手が十分でない場合おむつの洗濯等に手が廻らないため、紙おむつの使用を認めて欲しいという福祉事務所からの強い要望が多かった。

国民一般の生活水準の向上に伴い、最近の生活内容は目まぐるしく変貌しつつあり、人手不足の社会は、生活の合理化を余儀なくさせている。特に病院等における労働力不足は顕著であり、省力化のため紙おむつへの切替えをもちあしつた。実施要領のこの改正も、流動する社会に即応したものの一つといえる。

紙おむつの使用状況等について種

の状況、患者のおかれている環境、介護の状況等個別差が非常にけし、紙おむつの単価、使用枚数についても千差万別である。

したがって、紙おむつの支給については福祉事務所の十分な調査検討のうえ決定していただきたい。いまでもなく、被服費の支給自体が特別基準の設定であり、十分な調査検討のうえ支給されているところであるが、上記のように極めて個別性の強いものであるからその妥当性を保持するためにも、慎重な取扱いが望まれるところである。紙おむつは、月額二五〇〇円の範囲内で支給することとしたが、改正に当たっての調査では強い平均的な金額を掲げれば、一〇〇〇円～一五〇〇円程度であったことを付記しておく。

なお、当該患者が入院している場合のことを一般には予定しているものであるが、在宅の患者であっても介護を行なう者の能力等により、やむを得ない状態にある場合には支給を認めて差しつかえない。

また、紙おむつを認めたことにより、布おむつの洗濯代にかかる厚生大臣の特別基準の設定も、ごく特殊な場合に限られることとなる。

五 転居の場合に新旧住居の設備の相異により必要な家具什器費を認めたこと。(局第6の2のウ)

(解説)

転居の際、例えばプロパンガスを使用していたものが都市ガスの配管のある住居に転居した場合、都市ガス用のコンロの購入費を家具什器費で支給してよいこととしたものである。この他、社会福祉施設から一般のアパートに移転したため、従来の作りつけの収納などの設備がなく、小型のペビードダンスが必要であるとか、また、ドヤ街の二段ベッドを使用していたものがアパートに移住することにより座卓を必要とする等の場合に、この規定による家具什器費の支給を予定している。

なお、この規定は家具什器の費用を認めるものであって、例えばプロパンガスの配管工事費やその容器代等を認める趣旨のものではないので念のため申し添える。

また、今回、被服費の布団類の費用とこの家具什器費が増額された。これらの費用は長期増額がなく、増額についての福祉事務所の要望が非常に強かったものである。額は布団類は五千元と七千元と四割増、家具什器費は二千元と四千元と二倍になっている。これらも社会的弱者に対する処遇の充実を図る趣旨で増額されたものであり、効率的な活用が期待されることである。

六 移送費について次のように改

めたこと。(局第6の2のウ)

ア 遺骨を納めに行く場合にも移送費の支給を認めたこと。

イ 危篤、葬儀、遺体・遺骨の引取り、納骨に際して移送費を認める範囲を、病人又は死亡者が二親等以内の姻族である場合にまで拡げたこと。

ウ 出産のため病院、助産所へ入退院する場合を認めたこと。

エ 危篤、葬儀、出産の場合には付添者の移送費を認めたこと。

(解説)

アは従来、遺体遺骨の引取りまで認められていたものであるが、それらの遺骨をお墓等に納骨に行く場合の費用も必要やむを得ざる場合は認めることとしたものである。

イについては、子の配偶者やその父母、配偶者の父母や兄弟の危篤・葬儀に際し、見舞に行き又は葬儀に参列するのは現在の社会常識からして一般的慣行であり、また、姻族であってもその遺体遺骨の引き取りや納骨に行かなければならないことが時にはありうるという点からこの改正を行なったのである。なお、遺体遺骨の引取りや納骨に行く場合は、血族の人々がその任に当るのが普通であり、人数も多人数を要するものではないから、この規定を適用するにあたっては当該保護者の実情等に

を十分調査のうえ決定されるようお願いする。

ウは最近出産のために病院等に入院する例が多くなってきたことに対応するものであって、病院、助産所、母子健康センターまで相当な距離にあり、自動車等を利用しなければならぬ場合に適用されたい。

なお、異常分娩のために入退院する場合は医療扶助の移送費が適用されるものであるから念のため。

エは、付添者を認める範囲を拡大し、分娩の場合と、危篤、葬儀の場合とを新たに認めたものであるが、後者は老人、身障者等が過去の経緯などから当然見舞に行き又は、葬儀に参加すべきと思われる場合等を考慮したものである。

七 敷金の支給に際して、本省協議を要していた火災等の場合を都道府県知事限りで承認できることとしたこと。(課第4の30)

(解説)

緊急に敷金等を必要とする場合の特別基準の設定については、すでに保護手帳の別冊をもって実施機関から都道府県本庁への電話による承認でよいこととし、その審査基準を示していたが、これを課長問答で明確にしたものである。勿論これは緊急時の事務処理であって、後刻実施機関は書面による協議書を提出し、都

道府県本庁は文書による承認を与えておかなければならない。

八 重度の心身障害者等に入浴設備の附設の費用を住宅維持費で認めたこと。(課第4の14)

(解説)

この規定はいわゆる社会的弱者の処遇の充実を図ろうという趣旨から設けられたものである。すなわち、重度の身体障害者、歩行困難な老人を例示し、自宅において入浴することが真に必要と認められる者に対しては、入浴設備の附設の費用を認めることとした。勿論、近隣に公衆浴場等があり、それが利用できるような場合は対象外である。家族に付添者がいて一人では風呂に行けないが、手をとって連れて行けば入浴出来るという事情にある場合もいままでどおりの方法で対処していただきたい。右のような付添の方法により入浴することが全く不可能であり、しかも入浴させることが真に必要であって、自宅に入浴設備を附設することによりその需要が充足できる場合には、住宅維持費の範囲内で附設に要する費用を支給して差し支えない。

「重度の心身障害者、歩行困難な老人等」の「等」にはどのような者を予定しているかという疑問が生じようが、「等」で想定したのは、火

傷等のため容貌が奇怪になり、他人に不快感を与える等の理由のため、公衆浴場に入浴を拒否されるような気の毒な人、また、全身に皮膚のえん症があり、それが半永久的に治癒しない等のため、やはり公衆浴場等に行けない人等を予定している。

附設に要する費用はどの範囲まで認められるかという問題であるが、入浴槽の購入費、給排水の簡易な工事費、外部からの透視をさけるための簡易な囲いに要する費用等、入浴のための必要最少限度の額が住宅維持費として認定されることとなる。

なお、身体障害者福祉の施策として日常生活用具の支給が行なわれているが、当該日常生活用具の支給対象者が工事費が不足している被保護者の場合は、住宅維持費の範囲で必要な工事費を支出できる。

ドライアイスの

実質計上

九 火葬、埋葬を行なうまでの間に必要に応じてドライアイスの実費を認めたこと。(局第6の8の(3))

(解説)

最近大都市において火葬場が非常に混雑しており、火葬の順番を待つまでに数日間の待機が必要とされる実情にある。そのため死体を保存し

死臭を防止する意味でドライアイスが使用されているので、この費用の実費を計上しようとするものである。勿論都道府県の場合だけでなく、

■自給額の認定

調味料の自給認定を削除

一 調味料の自給認定を削除したこと。

(解説) 自給額の認定についてはできるだけこれを簡素化し、又は削除する方向で検討を加えてきたが、今年度はとりあえず調味料の自給認定を削除することとした。これは、味噌、醤油等を自家生産する家庭が極めて少なくなくなってきている現状に合わせたものである。薪炭についても、例えば炊事用は農山村においてもプロパンガス等がかなり普及してきているので削除することが考えられたが、一部の地域においては燃料費のほとんど全てを自給している地域がある等薪炭の自給認定削除による影響を更に詳細に検討する必要がある。今年度はこれを見送ることとした。

給食付稼働の

自給認定も

二 給食付稼働の場合の自給認定を一日一食程度以下については削除

このような事情がある場合には、いずれの地域においてもドライアイスの実費を計上して差しつかえない。

したこと。(課第5の2)

(解説)

給食付稼働の自給認定は事務的にも煩雑であり、一日一食程度以下であれば金額的にもさして高額にはならないので、これを自給認定しないこととした。給食付稼働の大半は一日一食程度以下と考えられるので、事務の簡素化にはなりうると思われる。このような事務処理はできる限り簡素化してケース処遇の充実に力を注いで欲しいという趣旨である。

勿論、給食について自給認定を行なわないのであるから、業種別基礎控除の飲食物費相当部分についてもこれを算定することなく基礎控除額の計の額を適用することになる。

また、給食についての自己負担を徴していることもあるが、この場合は給食の自己負担分は給与に含めて収入認定する取扱いとなる。

■収入の認定

臨時収入は二〇〇〇円まで認定しない

一 不安定就労収入、臨時収入は二〇〇〇円まで収入認定しないこととしたこと。(次第7の3の(1)のエ、次第7の3の(2)のエ)

(解説)

不安定就労収入は四十一年度から一〇〇〇円まで、臨時収入は三十九年度から一〇〇〇円までは収入認定しない取扱いとされていたが、一般生活費の基準額の引上げ、事務処理の省力化、他の収入認定しないものの取扱及び控除制度との均衡等を考慮して二〇〇〇円までは収入認定しないこととした。他の収入認定しないものの取扱いは、地方公共団体の年末等の支給金、福祉的給付金、控除制度とは新規就労控除、未成年者控除であり、これらは現在二〇〇〇円を限度としているのでこれに合わせたものである。

二 仕送り・贈与収入・財産収入・不動産・動産の処分収入等についても分割収入を認めたこと。(局第8の1の(5))

(解説)

就労収入・農業収入・恩給・年金等の収入については収入を得た月の収入として認定し、これが適当でない場合は六ヶ月以内に分割認定する

こと等が明示されていたが、仕送り等についてはこの規定がなかった。もちろん実際には停廃止基準との関連から分割認定も事実上行なわれていたが、これを明文化したものである。

三 出産、就職、結婚、葬祭等の贈与金で社会通念上収入認定すべきでないものは認定しない取扱としたこと。(次第7の3の(3)のイ)

(解説)

従来は結婚の祝儀、葬祭の香典等で儀式的執行等のために消費される最少限度のものは、収入認定しない取扱としていたのであるが、香典袋の中味まで調査せざるを得ないという印象を排除し、冠婚葬祭等人生の慶弔事には最低生活の保障を目的とする生活保護としては、常識的な程度を超えないかぎりあまり詳細に立ち入らないようにすべきであるという考えから、今回の改正を行なったものである。

贈与の主体は公私にかかわらず祝弔意の表現として贈与されるものである限りこの取扱によって差し支えないが、注意していただきたいのは各種の社会保険給付は公的な制度による費用補填又は所得保障である

ので、この取扱が出来ないことである。例えば健康保険による傷病手当金、埋葬料、分焼費、出産手当金、育児手当金等である。

葬祭等の「等」の範囲であるが、入院、入学、卒業などいわゆる人生の転機というような場合を想定しているものであって、例えば進級祝とか誕生祝などは予定していない。このようなものは臨時収入の二〇〇〇円の範囲内で処理できようが、相当金額の収入があれば収入認定せざるを得ない。

社会通念上収入として認定することが適当でないものの範囲は、各福祉事務所の判断によらざるを得ない。その慶弔事の種類、その地域の慣行等様々であるからである。要は地域の常識から考えてそれを逸脱しない範囲内であればよいということである。

なお、心身障害児(者)扶養保険制度による障害児(者)の死亡の際に出される弔慰金(二万円)、中卒者に対する地方公共団体の就職祝金等は、この規定により収入認定しない取扱いとされた。

また、新規就労者に対する企業主からの就職支度金は、知人等が祝意を表するものとは異質であるのでこの規定の対象にはならない。

四 保護開始前の災害による補償

等であっても収入認定しない途を開いたこと。(次第7の3の(3)のオ)

(解説)

「災害等によって被保護者が損害を受けたことにより……」という規定のうち「被保護者」という言葉を削った。従来、保護開始前の災害について補償金等が支払われた場合は法第六三条により費用返還を行なわせる取扱であった。一般に債権を有する者に対する保護の適用については、被保護者に債権が生じた時点以降その債権が現実の勢力となるまでの間保護した場合は、その期間の保護費について法第六三条による費用返還を行なわせるという、原則的な考えは従来と異ってはいないが、昭和四十三年度から行なってきた保護開始後の災害による補償金等の取扱と比較して、開始前の災害についての取扱が過酷である等の現場からの意見も強く、また、このような不慮の災害により落着いてきた気の毒なケースに対しては、自立助長についての配慮を積極的に行なうべきであるとの見解から、開始前の災害にかかる補償金等の取扱を開始後の災害にかかる取扱と同様にすることとし、場合によっては自立更生のための用途にあてる限りにおいて収入として認定しない途を開いたものである。

なお、補償金等を受領した場合、法第六三条による返金額及び次第7の3の(3)のオにより自立更生のため収入として認定しない額を、当該世帯の自立助長等、総合的な見地から判断して、決定することとなり、なお残余を生じた場合は、当然臨時収入として、収入認定し、保護の廃止又は変更等所要の措置を講ずべきである。

五 高等学校等で世帯内進学者が認められている者の収入のうち、修学に要する経費につき収入認定しないことを明示したこと。(次第7の(3)の力)

(解説)

世帯内進学者について、その者の収入のうち当該修学に要する費用は条項からしても当然収入認定しない取扱を行なっていたのであるが、今回それを次官通達で明文化したものである。ここでいう高等学校等の「等」とは世帯内進学者が認められている高等専門学校及び各種学校等を指すものであり、また修学に要する最少限度の経費には授業料、自治会費、教科書代等の直接教育費及び制服制帽の購入費、通学費等の間接教育費を含むものである。

なお、稼働収入から当該修学費を捻出する場合の必要経費の算出にあたっては、従来どおり稼働収入に基

礎控除を適用し、しかる後に修学費を控除する取扱いとされた。

六 引揚者給付金等支給法又は農地被買収者等に対する給付金の支給に関する法律による国債の一括買上げによる収入のうち、自立更生資金として活用される額について収入認定しない取扱いとされたこと。(課問6の10)

(解説)

従来これら収入についても、それが生業計画を根拠として生業資金に活用されている場合に限り収入認定しない取扱であったが、これを生業資金のみでなく広く自立更生資金として活用される場合も収入認定しない取扱とした。すでに引揚者特別交付金についてはこのような取扱の途を開いており、また、生業資金のみに限る取扱については特に高令者にとって活用の範囲が極端に狭められるからである。特に、今回後述するように自立更生の範囲を拡大したこともあり、所謂社会的弱者に対する処遇を充実するために、この規定の改正を活用して欲しい。

(解説)

課第6の40は恵与金、補償金等

あつて自立更生の用途に供される額の基準を示していたが、今回、貸付金にかかる額の基準も同問答に含まれることとした。従来貸付金についての額の基準は示されておらず、第6の40に示された考え方を事実上準用していたものであるが、今回これを明確にしたものである。もちろん、この額によりがたい特別の事情がある場合は本省協議の途が開かれているので、特に支障はないはずである。

八 補償金等の自立更生の範囲に結婚、及び補償金の支給事由となつた者の弔慰にあてる場合を含めたこと。(課第6の40)

(解説)

昨年度の年度中途に寡婦福祉資金の貸付制度が創設され、それに伴って自立更生を目的とする貸付金に結婚資金を設け、また、その償還金を必要経費とする等所要の改正が行なわれたが、これと歩調を合わせる意味で恵与金、補償金等で結婚資金にあてられる部分は収入認定しない取扱とした。額は寡婦福祉資金の貸付限度額即ち五万円を限度とする。この場合、将来結婚することが予想される者について、どの程度の期間を対象にしようかという問題が残るが、例えば自立助長を目的とする世帯分離の規定で、結婚のために分離

が認められるのは「概ね六ヶ月以内」であるので、この規定による結婚についても概ね六ヶ月以内に結婚することが明らかな場合に収入認定しない取扱いを適用することとされた。

また、補償金等の支給事由となつた者の弔慰にあてられる場合は、戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金に相当する額、即ち五万円までは収入認定しない取扱とした。補償金等が支給され自立更生にあてられる場合は収入認定しない取扱が行なえるにもかかわらず、特に高齢者世帯ではいまだに生業、修学など考えられず、かといって住宅や医療についても特に需要がないといった場合、補償金等の全額を収入認定せざるを得ないケースも多かった。しかもその老人にとって唯一の希望は、亡くなった配偶者なり子供なりの霊を慰めたいことである場合には、補償金等の全額を収入認定することは情においてのびがたいものもあった。老い先短い身の精神的な安定を図り今後の生活をいくらかでも充実させてあげるためには、自立更生の費用として慰霊の費用も認めるべきであろうという見解から、補償金の支給事由となつた故人の弔慰にあてるための費用、具体的には仏壇、位牌、遺影等を購入し、製作する費用

を収入認定しない取扱としたのである。もちろん、この規定は老人等のみの規定ではなく、交通事故等により子を失って失意している父母等の自立意欲を促進するために活用されることも予定している。

九 新規就労控除と未成年者控除の併用を認めたこと。

(解説)

新規中卒、高卒者が就労した場合、従来は未成年者控除のみで新規就労控除が認められなかったが、新たに社会人になったこれらの人々の場合、就職支度費等ではまかない得ない目に見えない種々の需要が生じている。さらには同一世帯として認定されているかぎり諸種の控除は行なわれているものの、これら新卒者にとって収入認定は苛酷に映じ、ともすれば世帯を分つという行動に出がちである。本来扶養義務の観点からみれば、これらの未成年の親連に對する義務は生活扶助義務にすぎず、同一世帯と認定されることによつて事実上生活保持同様の義務を負わされていることとなる。したがつて、世帯の認定において未成年の稼働者については世帯分離を行なうべきであるという議論もないではないが、国民の一般生活慣習をみるとき未だ時期尚早の議論といわざるを得ない。しかしながら何らかの型でこ

の傾向に對処し、ことから、今年度はその一歩として新規就労控除と未成年者控除の併用を認めたところである。

十 自立更生を目的とする資金の償還控除を、おじおば等からの借用についても認めたこと。(局第8の4の(3)のイ)

(解説)

自立更生を目的とする貸付資金の償還について、実施機関の事前の承認があったものについては私人であつても必要経費として控除が認められていたが、この私人には扶養義務者を除いていた。今回、排除する範囲を絶対的扶養義務者にしほり、伯父叔母、甥姪等からの借受けについても必要に応じては償還控除を認めることとした。修学、生業等自立更生計画を立てるうえで必要止むを得ざる場合にはこの規定により対処していただきたい。

もちろん、扶養義務の履行については常日頃要請されているところであらうが、扶養義務の履行をとりこえてこの規定による借用を認めるようなことがないよう留意して欲しい。

(厚生省社会局保護課)

◇本月号に限り32頁といたします。

医療扶助の運営方向

受給世帯の実態に即し

適切な処遇に主眼

昭和四十五年度の医療扶助運営方向については、去る三月十二日の全国民生主管課長会議において指示されることと、別途通知されたところである。また、医療扶助運営要領の一部改正が行なわれ、本年四月一日から適用することとなったが、その概要は次のとおりである。

最近における、生活保護の動向をみると、生活扶助および教育扶助受給人員はおおむね保護率と同様に減少傾向で推移しているなかにあつて、医療扶助受給人員は現在七〇万人におよび逐年増加の一途をたどっている状況である。また、被保護世帯は老齢、傷病、心身障害等のハンデキャップを有する世帯へと質的変貌をとげつつあり、傷病に起因する

他制度の活用、関係機関との積極的連携

一 趣旨

被保護世帯の質的変化が顕在化しつつあることは前述したところであ

るが、このような実情に即して福祉事務所の現実活動も新しい方向を指向しなければならぬ。特に、増大する医療扶助世帯の処遇の充実を図

われたチョココレート

六歳 すえ てつこ

よくおんぶしてくれた
おとうさん
もういちど おんぶしてもらいたい
おとうさん
ようちえんで
おとうさんのいないひと
わたしひとり
なぜ おとうさんしんだの
ちちのひ
みんな おとうさんのかおかいだ
わたしは
おにいさんのかおかいだ
おみやげのチョココレート
なぜ くしゃくしゃにわれたの
あたまもあんなにわれたの
おとうさん



「天国にいくおとうさん」第2集より

るためには、ケース取扱い上嘱託医、主治医等の医学的、専門的判断を適切に織り込むことが必要であり、処遇過程においては福祉事務所という実施機関がチームとして、保健所等関係機関との連携体制を確立し、当該世帯のニーズに応じたサービスを提供できるよう積極的に配慮する必要がある。

これまで本省段階においても社会局と公衆衛生局との間でそのための対策について検討して来たところであり、昭和四十五年度においてはとりあえず特定の県を選定して、保健所との連携を強化し、医療扶助受給世帯に対する保健指導を円滑かつ効果的に推進するための研究を行なうこととしたものである。

二 保健指導の要点

保健指導を推進するためには、保健所の協力が不可欠であるが、その運営体制の点において地域間に相当の格差が存する現状ではこれを一律に実施することは困難であろう。したがって、まず、本庁レベルで衛生部への働きかけを行ない、当該保健指導を推進できる素地を得たところから逐次実施することになるが、保健指導の対象世帯、指導方法及び内容等については今後標準化するところにならうが、研究的実施段階

における素材としての当面の考え方は次のとおりである。

(一) 保健指導は当面在宅の被保護者であつて、いわゆる寝たきり老人、長期傷病による常時臥床者、在宅待期中の重度身体障害者、高血圧症等による長期外来患者を優先的に対象とする。

(二) 保健指導は対象世帯を訪問して、家庭看護の具体的指導のほか住居の環境、被服及び寝具等の衛生、食事のとり方、療養指導等について当該世帯の実情に即した方法により行なう。

(三) 福祉事務所長は在宅被保護者のうち保健指導を要すると認められる世帯を選定し、対象世帯ごとに保健指導ごとに保健指導を要すると考えられる事由を記載した「保健指導対象世帯台帳」を作成する。

なお、この台帳には保健指導を要すると考えられる事由のほか、世帯の概要及び所在地、福祉事務所としての処遇方針、地区担当員氏名等保健所が指導を行なううえにおいて参考となる事項を記入するとともに、台帳作成にあたっては当然嘱託医の意見を聞く必要がある。

(四) 福祉事務所長が保健指導の依頼を行なう場合は、当該台帳の写に優先度の順位を附したものを保健